令和8年度養介護施設従事者等向け 高齢者虐待防止研修｜事例第2回

「叱っているだけ」「指導しているだけ」で済ませてよいのか？

身体拘束以外の明らかな高齢者虐待

聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科　須田　仁

約15分／個別視聴研修（事例は研修用の架空事例です）

今回の到達目標

「悪気はなかった」　「忙しかった」では、利用者への影響は消えません。

01



心理的虐待の理解

心理的虐待に該当する行為とその判断理由を正確に理解する。

02



初動対応の実践

虐待を見かけた際の安全確保、事実の記録、そして速やかな通報手順を説明できる。

03



組織的な再発防止

個人を責めるだけで終わらせず、組織全体での根本的な改善策を考える。

事例の提示｜CさんとD職員

Cさん（83歳・男性）

- 認知症対応型共同生活介護に入所
- 認知症があり、尿失禁することがある
- 人前では失敗を知られたくないと感じている

D職員

- 日々の排泄介助を担当
- 忙しい時間帯に、Cさんの失禁に気づく

交差する環境要因

場所：複数の利用者がいる「食堂」

事例の深掘り｜食堂で起きたことと周囲の反応

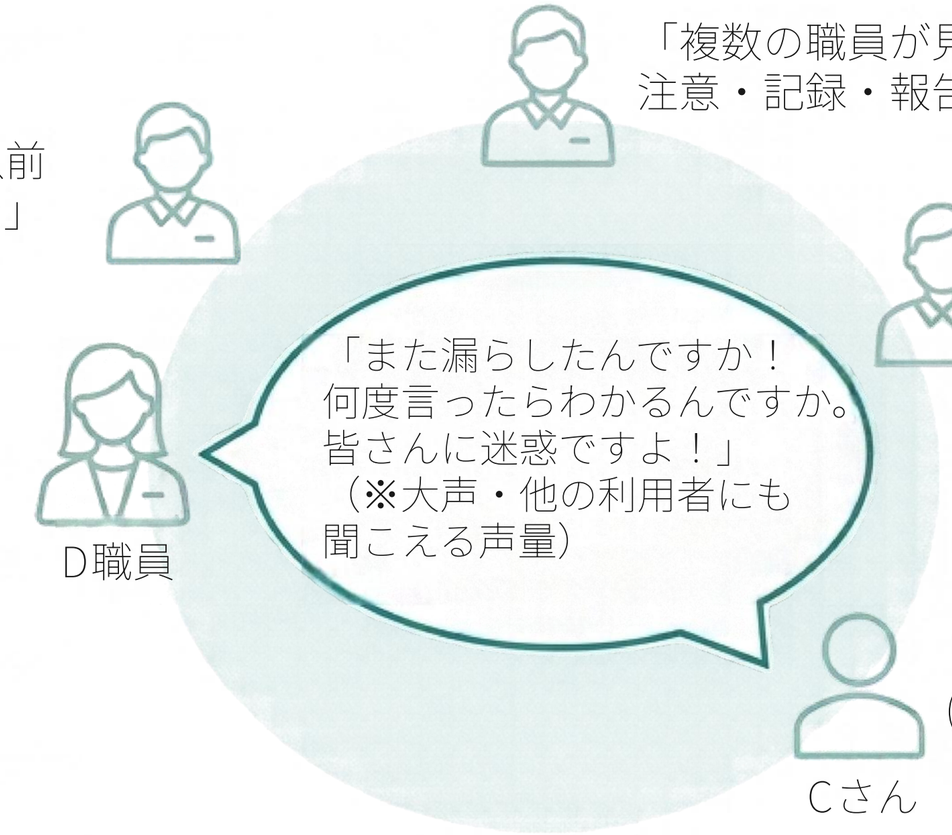

問い：問題はD職員だけにあるのでしょうか？

法律の定義｜心理的虐待とは

高齢者に対する著しい暴言、
著しく拒絶的な対応、その他
著しい心理的外傷を与える言動

（高齢者虐待防止法第2条第5項第1号において準用される同条第4項第1号ハ）

判断の手がかり

- 発言の内容・口調・場所・繰り返しの程度
- 高齢者の尊厳、羞恥心、不安への影響
- 職員の意図（指導のつもり等）ではなく、実際の言動と結果を確認する

事例の分析 ｜なぜ心理的虐待なのか

確認できる事実		問題となる理由
大声で失禁を責める	⇨	著しい暴言・屈辱を与える言動
他の利用者の前で叱責	⇨	プライバシーと尊厳を著しく侵害
同じ叱責の繰り返し	⇨	心理的影響が蓄積するおそれ
Cさんがうつむき沈黙	⇨	本人への深刻な影響（心理的外傷の兆候）

「指導のつもり」「悪意はなかった」は、行為を正当化する理由にはなりません。

「見て見ぬふり」の問題 ｜通報義務とネグレクト

虐待が疑われるのに、何もしなかったら？

施設内の報告・共有 # 市町村への通報（法的な義務）

- 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した養介護施設従事者等には、市町村への速やかな通報義務があります（法第21条第1項）。
- 施設内での報告を済ませたことは、市町村への通報義務を果たしたことには代わりません。
- 放置に当たると判断された場合、傍観自体がネグレクトとして問われる可能性もあります。
- ※「見逃し＝必ずネグレクト」と一律に断定するものではありません。

現場での初動｜その場に居合わせた職員はどうする？

① その場の安全を確保する

叱責を止めに入り、Cさんの安心とプライバシーを確保する。

② 状態を確認する

気持ち、体調、そして必要な排泄・更衣ケアを直ちに行う。

③ 事実を残す

日時、場所、発言内容、目撃者、本人の様子を客観的かつ具体的に記録する。

④ 速やかに通報する

施設管理者への報告も行うが、それを理由に市町村への通報を遅らせない。

望ましい排泄ケアへの転換

不適切な対応	代替する対応
「また漏らした！」と失禁を叱る	「お着替えを一緒にしましょう」と落ち着いて伝える
食堂など人前で失禁を指摘する	人目を避け、直ちにプライバシーを守れる場所へ誘導する
「何度言えばわかるのか」と個人の責任として責める	排泄パターンや尿意のサインを再確認する
職員ごとに対応の仕方が異なる（属人的な対応）	チーム全体で一貫した排泄支援方法を共有・実践する

失禁は、本人を責める理由ではなく、支援方法を見直すきっかけです。

組織としての再発防止策

個人への注意だけでは再発を防げない。施設として点検すべき4つの視点。



ケア

排泄アセスメントとケア計画は利用者の現状に合って適切に更新されているか。



業務

特定の時間帯や特定の職員に業務員負担が過度に集中していないか。



職場風土

日常的な乱暴な言葉遣いや、不適切なケアを黙認する空気が生じていないか。



管理体制

相談・通報ルート、事実確認の仕組み、そして定期的な研修が機能しているか。

「D職員が悪かった」で終わらせず、事象を生み出した組織の課題を検証します。

通報から再発防止までのプロセス

発見・本人の安全確保

↓

具体的事実の記録 ／ 管理者への報告 ／ 市町村への速やかな通報

↓

市町村等による事実確認・判断への協力

↓

施設での再発防止策の実行
ケア計画・業務フロー・研修・管理体制の根本的改善

※安全確保・記録・報告・通報は、状況に応じて並行して速やかに進めます。

まとめ｜言葉と尊厳を守るケア

01

心理的虐待の認識

尊厳を著しく傷つける人前での叱責や暴言は、明確な心理的虐待に該当します。

02

安全確保と通報

気づいた職員は「見て見ぬふり」をせず、直ちに本人の安全を確保し、市町村へ通報します。

03

組織の改善

個人の責任を追及するだけでなく、組織全体の仕組みや風土の改善を両立させます。

明日からの一歩

「利用者の失敗を責める前に、支援の方法をチームで考える。」

相談・通報窓口 / 参考資料

虐待が疑われる場合は、市町村に速やかに通報

担当部署：市川市 福祉部 介護保険課

電話番号：047-712-8548

参考資料

- 高齢者虐待防止法 第2条・第20条・第21条
- 厚生労働省『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』（令和8年3月改訂）